

お知らせ

「消費生活専門相談員」の資格取得に 挑戦してみませんか？



～安心できる暮らしのために～

「消費生活専門相談員」は消費生活センター等で消費生活相談に応じるために必要な一定水準以上の知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定する資格です。

資格認定試験は、毎年全国各地で行っており、年齢、性別、学歴等を問わずどなたでも受験できます。

受験申込期日 平成26年6月30日(月)～8月4日(月) 必着

試験実施日 第1次試験 平成26年9月27日(土)

受験要領の入手方法 返信用封筒(長形3号の封筒に92円切手貼付、宛先明記)を同封のうえ、郵便にて下記宛までご請求ください。なお、受験要領は国民生活センターのHPからもダウンロードできます。<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

問い合わせ先 〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22
独立行政法人 国民生活センター 資格制度室 Tel:03-3443-7855 (直通)

県消費生活センターから

●消費生活に関するビデオ(DVD)・パネルの貸し出しを行っています。

悪質商法や衣食住など消費生活に関するビデオ(DVD)・パネルの貸し出しを行っています。講習会や研修会などでご活用ください。ただし個人への貸し出しは行っていませんので、学校などの団体名でお申し込みください。

なお、県消費生活センターホームページ(ながさき消費生活館)で「ビデオ・DVD一覧」、「パネル一覧」としてリストを掲載しています。



●電子メールで相談を受け付けています。

消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問い合わせがありましたら次の手順で相談ができます。

- 手順**
- ①長崎県消費生活センターのホームページ(ながさき消費生活館)をひらく
 - ②「消費者生活相談」→「電子メール相談」→入力画面が表示されます
 - ③相談内容を記載の上、送信してください

※受付けた相談への回答は原則として電話で行います。電子メールでの回答は行っていません。
※休日に受けた相談の返信は、休日明けになります。
※半角カタカナ文字や特殊文字を使用すると、文字バケしますのでお控えください。

相談メールフォームは下記リンクから手順のとおり進んでください。

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

この情報は、消費生活センターのホームページ(ながさき消費生活館)でもご覧いただけます

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

ホームページ「ながさき消費生活館」<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

長崎県 No.326 暮らしの情報

2014
7・8
月号

内容紹介

- 買え買え詐欺に注意!! (1)
- 消費者月間キャンペーン実施 (2)
長崎県金融広報からのお知らせ
- 消費生活センター相談窓口から
「プロバイダ料金が安くなる?遠隔操作によるトラブルにご注意!」 (3)
- お知らせ (4)
消費生活専門相談員の資格取得に挑戦してみませんか。
県消費生活センターから



買え買え詐欺に注意!!

今年度、五月に県内佐世保、五島で高齢者が多額のお金を騙し取られるという事件がありました。警察庁によると、特殊詐欺の被害額は過去最悪の被害だった昨年を上回るペースであるそうです。今回は特殊詐欺の中でも、高齢者が被害に遭う可能性が高い「買え買え詐欺」について取り上げます。佐世保での事件もこの詐欺と同じ手口でした。「私には関係ないわよ……」と思っているそこのあなたが危ない!下記を参考に、魔の手が伸びてきたときに備えましょう!

1通のパンフレットが家に届きました。



老人ホームのパンフレットなんて頼んでないけど...

老人ホームに入所したいという男性から電話がかかってきました。



パンフレットを受け取った方しか入所できないので、あなたの名義を貸してもらえませんか? お金は後日支払います!

名義人しかお金を払えないとのことで、銀行から入所費用の立替え分をおりました。



名義を貸すだけだし、お金も立替えだから大丈夫...

4 電話とは違う男性が現れ、入所費用を渡してしまいました。



不審に思い、教えてもらった電話番号にかけてもつながらず...お金を騙しとられてしまいました。

ポイント

- 一旦お金を払うと、事業者と連絡が取れなくなるなどお金を取り戻すことは困難です。絶対にお金を支払わないようにしましょう。「名義を貸して」「代わりに買って」「パンフレットが届いていないか」という電話には注意!! 相手にせず、すぐに電話を切りましょう。
- 一度被害に遭った人に、被害が回復できるともちかけて、二度三度とお金を騙し取る二次被害も増えています。
- おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターや市町の相談窓口、最寄りの警察署に通報しましょう。

消費者月間 街頭キャンペーンを行いました!!

毎年5月は消費者月間です。今年度のテーマは「つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～」でした。長崎市・諫早市・佐世保市で街頭キャンペーンを行い、啓発物資を配布して呼びかけを行いました。

その模様はこちらです。



今後も、地域の関係者が幅広く連携し、被害にあいやすい高齢者を見守る体制作りを力を入れなければなりません。今回の街頭キャンペーンにより、より多くの人に消費者トラブルに関心をもってもらい、県内の相談窓口を知っていただければ幸いです。

消費者トラブルで困ったときはすぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン TEL.0570-064-370
長崎県消費生活センター TEL.095-824-0999



金融広報から講師派遣、銀行見学のお知らせ

講師派遣のご案内 県内どこへでも**無料**で講師を派遣いたします。

金融広報アドバイザーが講演会やセミナーに講師として皆さんの町に出向きます。講師への謝礼、交通費は不要です!

テーマ例

- 悪徳商法のトラブルと実態
 - うまい話にご用心(詐欺被害など)
 - 私のキャリアプランニング(高校生・大学生向け)
 - 子育て世代のライフプラン(家計簿、お小遣い)
 - 相続、遺言について
- など、金融に関することであれば、ご相談に応じます。

日本銀行長崎支店 店内見学のご案内

日本銀行長崎支店では、お金のことや、「にちぎん」と皆さんの生活との繋がりについて知っていただくために、店内見学を行っています。毎年春休みシーズンには、小学3・4年生、夏休みには小学校5・6年生を対象とした親子見学会も開催しています!!

詳しくは日本銀行長崎支店のホームページ <http://www3.boj.or.jp/nagasaki/index.html>

お問い合わせ先 長崎県金融広報委員会・日本銀行長崎支店 TEL:095-820-6112 FAX:095-820-0299

消費生活センターの相談窓口から

プロバイダ料金が安くなる? 遠隔操作によるトラブルにご注意!

相談事例

3日前、大手電話会社の「プロバイダサポート」と名乗り電話があり、今よりも安いプロバイダに変更するよう勧められた。電話会社の話なら信用できると思い応じたところ、その日のうちに遠隔操作で設定すると言われた。自宅に設置しているモデムの設定は指示通りに設定する必要があり、慣れない作業のために具合が悪くなり、途中で契約はやめたいと伝えたが説得され設定は完了した。また設定する途中で、当初の説明とは違い電話会社とは関係ないプロバイダ事業者だった事や、プロバイダを変更すると今までと違い、電話料金とプロバイダ料金が別々に請求され不便になる事がわかった。電話では説明されたが契約書も渡されておらず料金がいくらだったかも忘れてしまった。電話会社の勧めでなければ契約していない。勧誘を受けたプロバイダの代理店に解約を申し出たが解約料として約1万8千円を請求すると言われた。クーリング・オフできないのか。



(相談者 70歳 男性)

センターの対応

センターからプロバイダ事業者及び代理店に対し、勧誘時に電話会社の関連会社と名乗っている事、安さを強調して勧誘し、断っているにも関わらず勧誘を続けた事、短時間で遠隔操作により契約が完了しており、解約を申し出た時点では時契約書面の提示が無く契約内容を十分理解していない状態だったこと等の問題を指摘しました。事業者及び代理店は、問題点を一切認めず、「代理店は適切な説明をしており、相談者が勘違いしていたものだ。」「本人が一旦契約に同意をしているのに無条件で解約するとの主張は常識はずれだ。」等と回答し交渉は難航しました。センターから公的機関に相談した上で更に交渉した結果、約1か月後、事業者が請求を取り下げ解決しました。

消費者へのアドバイス

従来から同様の問題は発生していましたが、遠隔操作ですぐに設定が完了するために解約したくても解決困難なケースが増えています。プロバイダの変更は、慎重に検討し、契約内容を十分に理解した上で契約すること。必要が無ければきっぱり断りましょう。

- 電気通信事業法では、プロバイダやインターネット回線契約等について、料金やその他の提供条件の概要を説明するように、また苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速に処理するよう定めています。しかし、特定商取引法の適用除外となっており、書面交付義務やクーリング・オフの適用がありません。
- 「料金が安くなる」との説明は魅力的ですが、事業者が提供するサービスや回線の接続状況等は、各プロバイダによって違います。今まで無料で受けられたサービスが有料になることもあり、オプションをつけると以前より高額になる場合があります。基本料金の安さだけに惑わされず、各自の利用状況により総合的に判断する必要があります。
- パソコンを遠隔操作で設定する場合、契約内容を確認する機会を失い、勧誘事業者に自由に操作する事を許す事になり、頼んでいないサービスを付加された等のトラブルが発生しています。
- 後日送付されてくる書面には基本契約の料金のみ記載され、別途オプションで契約するサービスについてはインターネット上で確認しなければわからないプロバイダがあります。インターネットで契約内容が確認できる場合は、希望していない契約が付加されていないかどうか、面倒でも契約内容を必ず確認しましょう。